

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 各所得税更正処分取消等、各更正の請求拒否通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国 (右京税務署長ほか)

平成29年12月19日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年2月17日判決、本資料266号-22・順号12800)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、第●●号、平成27年5月21日判決、本資料265号-83・順号12666)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成29年12月19日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 景一

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充

裁判官 戸倉 三郎

当事者目録

申立人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	右京税務署長 川本 吉秀
処分行政庁	日野税務署長 舟久保 準
処分行政庁	中野税務署長 原 武彦
処分行政庁	福岡税務署長 池田 政彦
処分行政庁	天王寺税務署長 佐和田 充広
処分行政庁	昭和税務署長 平野 勝志
処分行政庁	世田谷税務署長 小関 和夫
処分行政庁	品川税務署長 畠山 智英
処分行政庁	諏訪税務署長 矢澤 昭男
	芝税務署長事務承継者
処分行政庁	麻布税務署長 冬木 千成
同指定代理人	館内 比佐志 ほか
相手方	甲
相手方	乙
相手方	丙
相手方	丁
相手方	戊
相手方	A
相手方	B
相手方	C
相手方	D
相手方	E
上記10名訴訟代理人弁護士	増田 晋 ほか